

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省理財局国有財産業務課・政府出資室）

制 度 名	相続税物納における暴力団排除		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	<p>相続税物納により、国が収納する財産のうち、暴力団関係者が地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用収益を目的とする権利を設定している不動産及び暴力団と関係を有すると認められる法人が発行した株式を管理処分不適格財産として整理し、相続税物納の対象から排除する。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的</p> <p>相続税物納により引き受けた国有財産について、暴力団関係者による不当な影響を排除し、適正な管理と円滑な処分を実施するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、多くの暴力団が、組織実態を隠し合法的な企業活動を装って、資金獲得活動を活発化させている実情を踏まえ、平成 21 年 12 月 22 日の第 14 回犯罪対策閣僚会議において、あらゆる公共事業等からの暴力団排除の推進が決定され、また事業者及び個人による暴力団との取引を規制するため、平成 23 年 10 月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行された。今般、警察庁と各府省庁が協議し、国全体として、暴力団排除の取組みを行うこととなったことを踏まえ、財務省においても警察庁と「財務省が行う公共工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を取り交わし、売買、賃借、請負その他の契約からの暴力団排除を徹底することとなった。</p> <p>国有財産に係る契約についても、本年 5 月 22 日付で通達を発遣し、国有財産の管理処分に係る契約からの暴力団の排除を進めることとしている。</p> <p>一方、現在の相続税物納制度においては、暴力団事務所の用途に使用されている不動産は、物納に充てることのできない、管理処分不適格財産と整理されているが、暴力団関係者が地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を設定している不動産についての規定はない。また、暴力団と関係を有すると認められる法人が発行した株式についても、管理処分不適格財産とされていないことから、相続税物納により国が引き受ける可能性がある。</p> <p>相続税物納は、金銭により納付されるべき相続税を相続財産により納付するという特例措置であり、国は財産を引き受けた後、速やかに一般競争入札により売却し換価処分する必要がある。理財局では、権利が設定されている不動産についても、一般競争入札により、底地の売却を進めていくこととしているが、仮に暴力団関係者が権利者である場合には、一般競争入札に付すことは困難となる。（株式についても同様に、暴力団関係者と関係を有すると認められる法人が発行した株式を売却することは困難。）</p> <p>また、暴力団関係者が権利設定している財産を管理することにより、国有財産行政が、暴力団関係者による不当な影響を受けるおそれもあることから、国有財産の適正な管理と円滑な処分を進めるためには、相続税物納について、更なる暴力団排除の徹底が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3-3 国有財産の適正な管理および有効活用等と情報提供の充実
		政策の達成目標	相続税物納により引き受けた国有財産について、暴力団関係者による不当な影響を排除し、適正な管理と円滑な処分を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ。
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	税制改正後、物納により相続税を納めようとする納税者に適用することを見込んでいる。 なお、25年度からの導入であれば、不動産に関しては年間約700件程度（権利付財産の相続税物納の過去3年間の平均実績）、株式に関しては年間3件程度（非上場株式の相続税物納の過去3年間の平均実績）が適用を受ける見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	相続税物納により国が引き受ける国有財産から、暴力団関係者による不当な影響を排除することにより、国有財産の適正な管理（貸付契約）と処分（入札等）が可能となる。 なお、この措置を行わない場合、改正暴対法で定める国の事務・事業からの暴力団員の不当な影響の排除ができなくなる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	暴対法の改正により、国の事務・事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及び影響の排除が国の責務として規定されたため、暴力団関係者が権利を設定している不動産、暴力団と関係を有すると認められる法人の発行した株式を、管理処分不適格財産として相続税物納の対象から排除することが必要であり、この改正により国有財産の円滑な処分等が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。	
これまでの要望経緯	なし		